

令和6年度3. 11キャンドルナイト催行業務

一般競争入札

入札説明書

令和6年11月

福島県いわき地方振興局

この入札説明書は、令和6年度3.11キャンドルナイト催行業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県いわき地方振興局長 半澤 浩司

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和6年度3.11キャンドルナイト催行業務 一式

(2) 仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に関する必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に、福島県から施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できるものであること。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 1 - 1）
- ウ 業務経歴書（様式 1 - 2）
- エ 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期間

令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）から同年 1 1 月 2 5 日（月）

午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送による場合は、書留郵便とし、封筒に「一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きのうえ、令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）午後 5 時必着とする。

(4) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

(5) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）により、令和 6 年 1 1 月 2 7 日（水）以降、入札者に対して通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 9 7 0 - 8 0 2 6

住 所 福島県いわき市平字梅本 1 5 番地

福島県いわき地方振興局 復興支援・地域連携室

電 話 0 2 4 6 - 2 4 - 6 2 5 3

F A X 0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 1 9

電子メールアドレス iwaki.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関連資料

福島県いわき地方振興局ホームページからダウンロード入手すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 日（月）午前 1 0 時から

場 所 福島県いわき合同庁舎 南庁舎 3 階大会議室

（福島県いわき市平字梅本 1 5 番地）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書（様式 3）を提出する際には、封書に入れ、かつ、封書の外側に次の事項を記載し、上記 5 (3) に示す日時及び場所に持参すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 【12月2日開札 令和6年度3. 11キャンドルナイト催行業務の入札書等在中】

(2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は委任状（様式4）を持参すること。

(4) 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人となることが出来ない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5(3)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、5(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類の確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）（入札者が本書又は写しを持参すること。）

イ 委任状（様式4）・・・代理人出席の場合

ウ 福島県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書・・・入

札者で入札保証金を納付する場合

- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人
が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度
入札に付することができるものとする。なお、再度入札は2回に限るものとする。
ア 初回入札が無効（ただし、12 の（7）・（8）・（9）に該当する場合を除く。）とな
った者は、再度入札に参加できないものとする。
イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は棄権とみなす。

9 入札参加者に要求される事項

4 の(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入
札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札日の前日までの間において
提出した書類に関し、福島県いわき地方振興局長から説明を求められた場合は、それに
応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に
関する質問書（様式5）により説明を求めることができる。
回答は、福島県いわき地方振興局ホームページに掲載する。
受付期間 令和6年11月13日（水）から同年1月19日（火）午後5時まで
受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参
受付場所 5(1)に掲げる場所
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（様式3）を提出すること
を原則とし、郵便をもって提出することができない。なお、入札者は、代理人をして
入札する場合は、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができな
い。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し
て不正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る
ために連合（談合）した者
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 郵便による入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 本入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (7) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札、委任状を持参した代理人がした入札にもかかわらず、当該代理人の記名、押印のない入札を含む）
- (8) 金額を訂正した入札、金額が不明瞭である入札
- (9) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発と認められる入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札

者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納める、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規走する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、15(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

(4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該契約に関する事務を担当する部署

5 (1)に同じ。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

別記 2

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、

変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)